

大牟田市請負工事成績評定要領

大牟田市請負工事成績評定要領（昭和 63 年 10 月 1 日）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要領は、大牟田市が発注する請負工事に係る請負業者の適正な選定及び指導育成に資するため、当該工事成績評定を公平かつ厳正に行うために必要な事項を定めるものとする。

（評定の実施）

第 2 条 市長は、企画総務部契約検査室で契約するすべての請負工事について、その成績を評定する。ただし、緊急を要する応急工事や工事成績評定基準による評定が不適切と認められる工事等は、所見をもってその評定に代えることができる。

（評定者）

第 3 条 前条の請負工事成績の評定（以下「評定」という。）をする者（以下「評定者」という。）は、監督員等及び室検査員等とし、その区分は次の各号に定めるとおりとする。

- （1）監督員等 当該工事を監督する職員及び工事担当主査
- （2）室検査員等 企画総務部契約検査室検査員又は当該工事担当部検査員

（評定の方法）

第 4 条 評定者は、別に定める工事成績評定基準に従い、当該工事成績を審査した点数（以下「評定点」という。）をもって評定する。

- 2 評定に係る考査項目は、当該工事に係る施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、高度技術、創意工夫、社会性等及び法令遵守等の 7 項目とする。
- 3 完成検査は、監督員等及び室検査員等が各々評定を行う。
- 4 既済部分及び中間検査は、室検査員等が評定を行い、完成検査時に反映させることとする。
- 5 指定部分検査は、監督員等及び室検査員等が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行うものとする。
- 6 評定者の評定は、監督員等にあつては工事完成の確認をしたときに、室検査員等にあつては検査が終了したときにそれぞれ行うものとする。この場合において、当該検査の結果、当該工事において手直し等があったときは、当該手直し等をする前の状態について評定を行い、当該手直し後には評定を行わない。
- 7 評定者は、前項の規定により評定を行ったときは、工事成績評定表（様式第 1 号）を作成するものとする。
- 8 評定の結果は、次の表に掲げる区分のとおりとする。

区 分	優	良好	普通	やや不良	不良
評定点	80 点以上	70 点以上 80 点未満	60 点以上 70 点未満	50 点以上 60 点未満	50 点未満

- 9 室検査員等は、前各項の規定により評定を行ったときは、速やかに工事成績評定表により市長にその結果を報告するものとする。

(評定結果の通知)

第5条 市長は、前条第9項の報告があったときは、工事成績評定通知書(様式第2号)及び項目別評定点(様式第3号)により、速やかにその評定の結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明の請求等)

第6条 前条の通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、市長に対し、書面により評定の結果についての説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により評定の結果について説明を求められたときは、書面によりこれを説明するものとする。

(評定結果による措置)

第7条 評定点が「やや不良」又は「不良」の場合は、次の措置を行う。

(1) 「やや不良」の場合は、企画総務部契約検査室長(以下「室長」という。)が工事担当課長を立ち合わせ、当該工事の請負者に注意を喚起する。

(2) 「不良」の場合は、室長が工事担当課長を立ち合わせ、当該工事の請負者に警告する。

(評定点の公表)

第8条 市長は、評定点を公表するものとする。

2 前項の評定点の公表は、企画総務部契約検査室において工事成績評定点を閲覧に供することにより行うものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、評定に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

2 第8条の規定にかかわらず、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間は、契約金額が1,000万円以上の請負工事に限り、評定点の公表を行うものとする。

付 則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成16年12月15日から施行する。

付 則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

様式第1号

工事成績評定表

大牟田市

工 事 名		大牟田市					契約金額(最 終)					円					契約番号				
請 負 者 名							工 期					令和 年 月 日~令和 年 月 日					検査年月日				
考 査 項 目		監 督 員					主 査					検 査 員 (既済・中間)					検 査 員 (完 成)				
		氏名					氏名					氏名					氏名				
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10															
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10															
2. 施工状況	I. 施工管理		+1.5	0	-5.0	-10						+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+10	+5	0	-7.5	-15										
	III. 安全対策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15										
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5															
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5						+10	+5	0	-10	-20	+10	+5	0	-10	-20
	II. 品 質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5						+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ											+5	+2.5	0	-5		+5	+2.5	0	-5	
4. 高度技術	I. 高度技術力	(13)		0																	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	(7)		0																	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10	+5	0												
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点					点					点					点				
評定点 (6.5点±加減点合計)		① 点					② 点					③ 点					④ 点				
7. 評定点計		点 ○既済部分(中間)検査があった場合: (①*0.4+②*0.2+③*0.2+④*0.2) = 評定点計 ※但し、③(既済、中間)が2回以上の場合は平均値 ○既済部分(中間)検査がなかった場合: (①*0.4+②*0.2+④*0.4) = 評定点計																			
8. 法令遵守等		点																			
9. 評定点合計		点 ○7. 評定点計-8. 法令遵守等																			
所 見		【監督員】					【主査】					【検査員】									

様

大牟田市長

印

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、大牟田市請負工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当市に対してその疑問の要旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して 14 日（休日を含む）以内に、書面により説明を求めることができます。

疑問に対する説明は、書面により回答致します。説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 工 事 名 _____
- 工 期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 完成検査年月日 令和 年 月 日
- 成 績 評 定 点 _____点 ()
(項目別評定点は別紙のとおり)
- 送付先及び問い合わせ

〒836-8666 大牟田市有明町 2-3
大牟田市企画総務部契約検査室 宛
TEL. 0944-41-2590
FAX. 0944-41-2592

項目別評定点

評価項目	細別	評定点 / 満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	点 / 3.2 点
	II. 配置技術者	点 / 3.8 点
2. 施工状況	I. 施工管理	点 / 11.7 点
	II. 工程管理	点 / 9.3 点
	III. 安全対策	点 / 10.7 点
	IV. 対外関係	点 / 3.4 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	点 / 13.9 点
	II. 品質	点 / 15.9 点
	III. 出来ばえ	点 / 8.5 点
4. 高度技術	高度技術力	点 / 7.8 点
5. 創意工夫	創意工夫	点 / 5.4 点
6. 社会性等	地域への貢献等	点 / 6.4 点
7. 法令遵守等		点 点
評定点合計		点 / 100 点